

平成30年7月豪雨の災害復旧工事における現場代理人の常駐義務の緩和措置について

朝来市として、平成30年7月豪雨に係る災害復旧工事の円滑な発注を図るため、配置予定工事の請負契約が既に従事している他の工事と重複しても、次のとおり現場代理人の常駐義務を緩和することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 緩和対象工事・条件

既に従事している他の工事があっても、次の条件を全て満たせば、現場代理人の兼務を認める。

- ・平成30年7月豪雨に係る災害復旧工事を1件以上含むこと。
- ・兼務する工事現場を離れる場合は、連絡員を現場に配置し監督員と常に連絡をとれる体制を確保し、監督員が求めた場合は速やかに工事現場に向かうこと。

2 緩和期間

平成30年7月豪雨に係る災害復旧工事が完了するまで。

3 その他

災害復旧工事同士、災害復旧工事と一般工事の兼務は可能ですが、一般工事同士の兼務は出来ませんので、ご注意ください。

平成30年8月20日

朝来市総務部財務課